

第3節 火災予防対策の推進

本町は、市街地における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努めるものとする。

第1 火災予防対策

1 火災予防査察の強化

消防法の規定に基づき、学校、病院、工場、事業所等の防火対象物の位置、構造、設備等について立入検査し、火災予防上必要があると認める場合、又は火災が発生し、人命に危険があると認められる場合には、その所有者、管理者、占有者に対し、必要な改善等を指導し、火災予防の万全を期するものとする。

2 防火管理者制度の推進

消防法第8条の規定により選任された防火管理者に対し、防火対象物にかかる消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理その他防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図る。

3 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取り組みを推進する。

4 一般家庭防火対策の推進

火災予防広報活動を積極的に推進し、また、各地区の自主防災会の防災訓練等を通じ、地震発生時の火気使用設備、器具の取り扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、震災時における火災の防止について徹底するとともに、消火方法について徹底を図る。

第2 消火・救助・救急体制の整備

1 消防施設等の強化

「消防力の基準」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）に基づき、消防力の拡充・強化を図る。

- (1) 化学消防自動車及びはしご付消防ポンプ自動車等の整備を図るとともに、それらの自動車運行上の要員及び警防上必要とする人員の確保を図る。
- (2) 消防本部、消防自動車相互連絡用無線連絡装置の装備・強化を図る。
- (3) 大阪府防災行政無線の端末機等により、大阪府及び関係機関との連絡体制を強化する。
- (4) 消防自動車等の性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、災害時の即応体制を確立する。

2 消防水利の確保

市街地等の地域別及び用途別並びに気象条件に応じ、また、建築物の容積率を考慮して、消防水利の拡充・強化を図る。

- (1) 消防水利の基準（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。
- (2) 河川、ため池、農業用水路等の自然水利や耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。
- (3) 消防水利を有効に活用するための消防施設、設備の充実に努める。
- (4) 沿岸地域においては、海水利用の消火を考慮し、岸和田海上保安署等との連携を強化する。

3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備を図る。

4 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

- (1) 体制整備
若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進などにより組織強化に努める。
- (2) 消防施設、装備の強化
ポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・無線機などの防災資機材の充実強化を図る。
- (3) 消防団員の教育訓練
消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

5 自主防災組織等の育成

自主防災組織等の民間防災組織を育成・強化し、その活動を通じて防災知識の普及を図るとともに、防火思想の啓発に努め、地域の協力体制と連帯意識の高揚を図る。

6 広域消防応援体制等の整備

火災が拡大したとき又はその他地震等大規模な災害の発生に対処するため、広域消防応援体制等を整備し、近隣市町村等との連携強化を図る。

- (1) 航空消防応援協定（大阪市）
消防用航空機による災害防御の応援を要請する。
- (2) 大阪府下広域消防相互応援協定（府下市町村）
府下における大規模災害等の相互応援
- (3) 大阪府南ブロック消防相互応援協定（忠岡町、岸和田市、泉大津市、和泉市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南岬消防組合、熊取町及び堺市高石市消防組合）
火災、水災、船舶その他災害の相互応援

- (4) 船舶火災業務協定（岸和田海上保安署）
海上における船舶火災等の消火活動を円滑に実施する。
- (5) 関西国際空港消防相互応援協定（忠岡町、大阪市、岸和田市、泉大津市、和泉市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南岬消防組合、熊取町、堺市高石市消防組合及び関西国際空港株式会社）
航空機に関する消防・救難活動の相互応援

7 連携体制の整備

大阪府、泉大津警察署、岸和田海上保安署、自衛隊と連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機材の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備を図る。